

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 保健医療課

(単位:千円)

事業名	不妊治療費給付事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市不妊治療給付事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化が進むひとつの原因に不妊の増加が挙げられる。不妊に悩む夫婦は増加しているが、不妊治療に係る費用負担は大きい。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,040	
			平成24年度	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精が対象で、本人負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、保険適用の治療のみの場合、1年度の診療につき6万円。それ以外の場合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 出生数が増える。	1,400
			平成25年度	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精が対象で、本人負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、保険適用の治療のみの場合、1年度の診療につき6万円。それ以外の場合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 出生数が増える。	1,400
			平成26年度	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精が対象で、本人負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、保険適用の治療のみの場合、1年度の診療につき6万円。それ以外の場合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 出生数が増える。	1,400
具体的な実施内容	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精に要する本人負担額の2分の1以内の額を助成する。					
事業の目的	不妊で悩む夫婦の経済負担の軽減を図る。					
事業の効果	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。					